



NTTデータグループの完全子会社化に係る検証に関する 論点整理について

令和7年10月1日
事務局

NTTデータの完全子会社化（又はグループ一体化）について、これまでのヒアリングや意見交換等を踏まえ、電気通信市場の公正競争を確保（維持）するため、以下の通り検討してはどうか。

競争事業者等から示された公正競争に関する懸念

NTT東西・ドコモとNTTデータの情報の共有による公正競争への影響

例） 法人分野で調達した他社のネットワーク情報等の取引情報がグループ内の通信事業者に流出した場合、不公正な競争を助長し、通信市場全体の健全性を脅かすおそれ

接続ルール等の対象外となっているものに関する不公平な取り扱い

例） 限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念あり（一般コロケーションには規制なし）

NTTグループの一体的営業等による公正競争への影響

例） NTTグループ内の更なる統合・再編などの一体化・効率化により、一体営業により競争優位が拡大

NTTデータ完全子会社化の検証の論点

現行電気通信事業法で対応可能なもの

- ① NTTデータをNTT東西の特定関係事業者指定すべきか。
- ② NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方に引き続き指定すべきか。
- ③ NTTデータをNTT東西・NTTドコモの登録の更新制度（グループ内合併審査）の対象にすべきか。
- ④ 接続ルールにおいて規制が課されていない、NTT東西の局舎のコロケーションにおける公平性を確保すべきか。

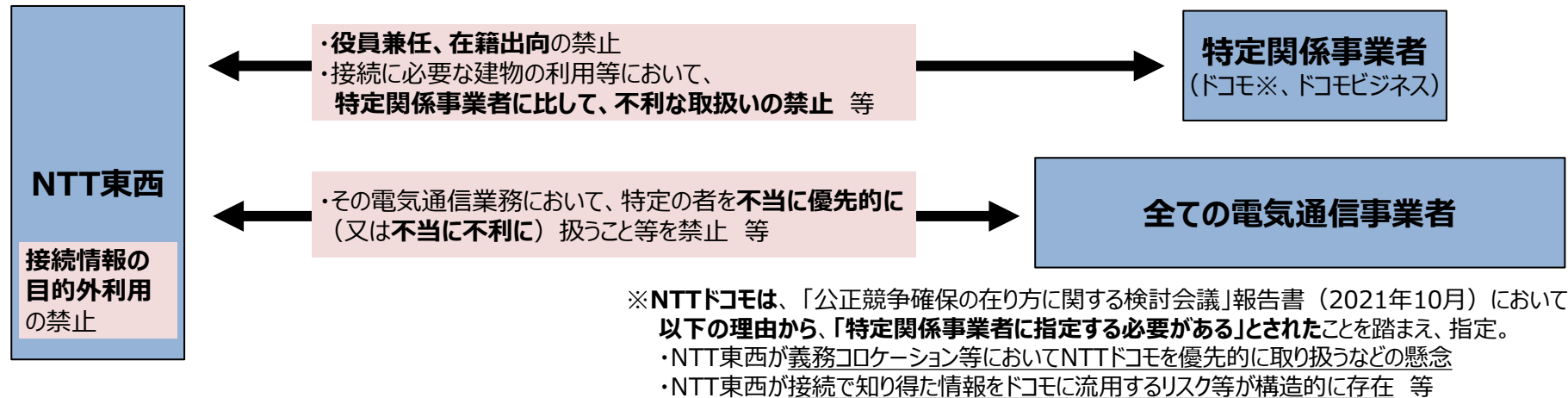
現行電気通信事業法で対応できないもの

- ⑤ 現行の規律では直接適用できない競争上の懸念について、電気通信の健全な発達の観点から、どのように対処すべきか。

① NTTデータをNTT東西の特定関係事業者指定することについて、どのように考えるか

【現状】

- 電気通信事業法（第31条）では、**第一種指定電気通信設備を設置する事業者（NTT東西）の特定関係法人（グループ会社）のうち**、他の電気通信事業者との公正競争を確保するために必要な者を、**特定関係事業者として総務大臣が指定している**。
- 現在指定されているのは、**NTTドコモ、NTTドコモビジネス（旧NTTコミュニケーションズ）の2社**。
- 特定関係事業者指定された者との間では、**以下の禁止行為規制が（第30条の禁止行為に追加して）課されることになる**。
 - ①**役員兼任の禁止**
 - ②**在籍出向の禁止（2025年改正法で追加）**
 - ③**接続に必要な建物等の利用又は情報提供等について、不公平な取扱いの禁止**
 - ④**契約締結の媒介等の他の電気通信事業者からの業務受託について、不公平な取扱いの禁止**
 - ⑤上記以外の電気通信業務に関する取引又は行為で総務省令で定めるもの（2025年改正法で追加）



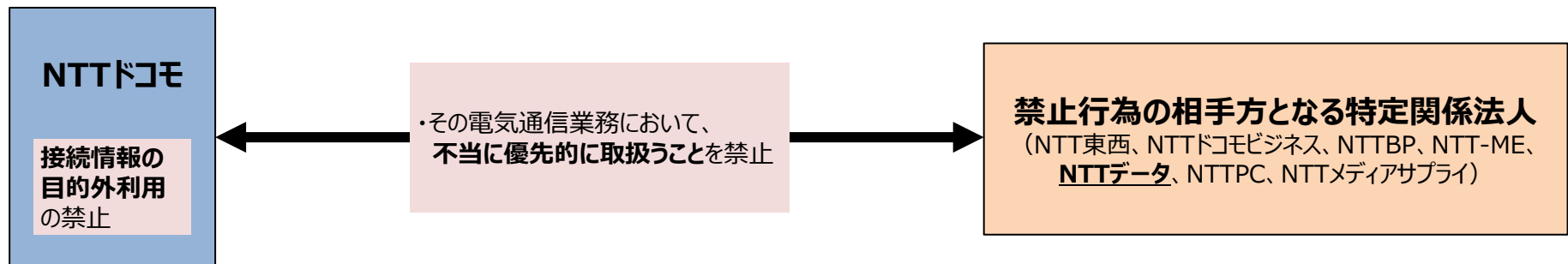
【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- NTTデータをNTT東西の「特定関係事業者」に指定すべき（KDDI、SoftBank、JAIPA、CATV連盟）。
- NTTデータが保有する他事業者等の情報がグループ内で共有されると、不公正な競争を助長する懸念がある（KDDI、JAIPA）。

② NTTデータをNTTドコモの禁止行為の相手方となる特定関係法人として引き続き指定することについて、どのように考えるか

【現状】

- 電気通信事業法（第30条）では、移動通信分野における**禁止行為規制（適用事業者：NTTドコモ）**の相手方は、その**特定関係法人（グループ会社）のうち、総務大臣が指定した法人に限定**されており、指定の条件は、ガイドラインにおいて、**以下の条件を満たす者**とされている。
 - ①携帯電話、MVNO、FTTH等のブロードバンド、インターネット接続サービス等の電気通信役務を提供し、
 - ②当該電気通信役務のいずれかの**契約数等が継続して5万以上**であるもの
- 現在指定されているのは、**NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPCコミュニケーションズ、NTTメディアサプライ**の8社。
- 禁止行為の相手方に指定された者との間では、**不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止**されている。



【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照参照

- NTTデータを、NTTドコモの禁止行為規制の相手方に引き続き指定すべき。（KDDI、SoftBank、JAIPA）
- NTTデータは、電気通信市場の隣接市場であるSI等の事業領域における競争力や影響力が大きいいため、NTTデータが通信事業を移管して禁止行為規制の対象から外れることがないよう、回線数に依らずに指定する必要がある。（KDDI、SoftBank、JAIPA）
- 持株傘下の各社（NTT東西・NTTドコモ/NTTドコモビジネスとNTTデータ間）の一体営業により競争優位性が拡大し、禁止行為が潜脱されれば、他社サービスの排除が可能となる（SoftBank）

③ NTTデータをグループ内合併等審査の対象とすることについて、どのように考えるか

【現状】 ※2025年改正法による規制追加後

- 電気通信事業法（第12条の2）では、**市場支配的な事業者（NTT東西又はNTTドコモ）が、そのグループ会社と合併等を行った場合には、公正競争確保の観点から、グループ内合併審査※が可能となっている。**
※合併等から3月以内に電気通信事業の登録の更新を必要とすることで、審査可能としているもの。
- 審査対象となる合併等の相手方は、**合併等が行われた場合に競争環境に及ぼす影響が大きい事業（省令で規定する「特定電気通信事業」）を営む者**とされているほか、最終答申では、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、**公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当**とされている。
- グループ内合併等審査では、**公正競争の確保等の観点から問題ないかどうか合併等を事後的に審査した上で、禁止行為規制の潜脱を防止する観点等から、必要に応じ登録の更新の条件を付すことができる。**

NTT東西※
又は
NTTドコモ

合併等
(合併、吸収分割、事業譲受)
する場合

**特定電気通信事業を営む、
NTT東西又はNTTドコモのグループ会社**

→禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すことが可能

※NTT東西における合併等は、NTT法においても総務大臣の認可が必要とされている（NTT法第11条）。

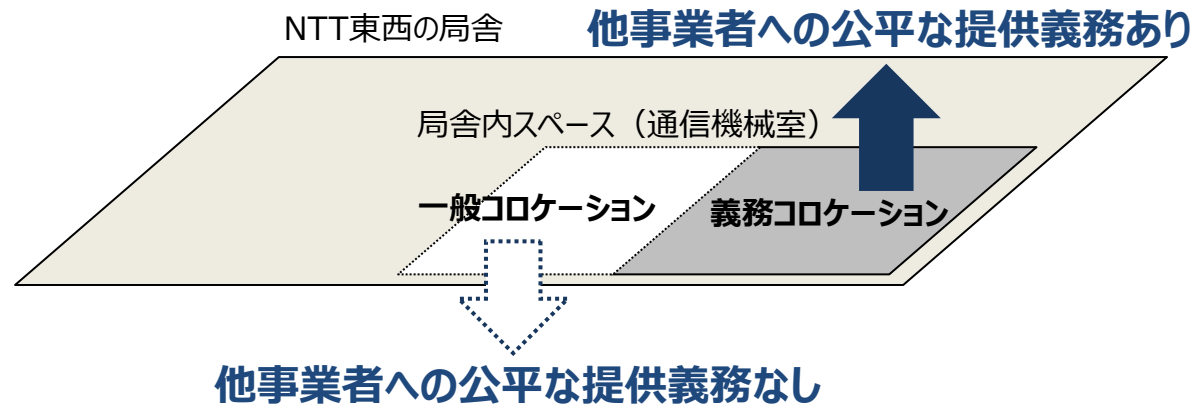
【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- NTTデータをNTT東西・ドコモの登録の更新制度の対象にすべき（KDDI、SoftBank、JAIPA）。
- NTTグループの一体営業や更なる一体化により競争優位性が発揮され、禁止行為が潜脱されれば他社サービスの排除が可能になる（SoftBank、JAIPA）。

④ 特定の事業者との有利な条件での取引の禁止の対象として、NTT東西の局舎のコロケーションを規定することについて、どのように考えるか

【現状】

- NTT東西の局舎内の空きスペースは、他の電気通信事業者の電気通信設備を設置するためにも利用されており、このうち、**接続**（NTT東西の光ファイバの利用等）に必要な場合（**義務コロケーション**）は、電気通信事業法において、**禁止行為規制**（第31条）や**接続ルール**（第33条）として、利用の公平性が確保されている。
禁止行為規制・・・ 接続に必要な**建物の利用又は情報の提供**について、特定関係事業者に比べて**他事業者**に不利に取扱うことを禁止
接続ルール………… 接続に必要な装置の設置や建物の利用に関し、**情報開示の手続や工事開始までの標準的期間等**を**接続約款**に記載
- 他方、接続に必要な電気通信設備以外の設備を設置する場合（**一般コロケーション**）については、利用の公平性を担保するための**禁止行為規制等の規定はなく**、ルール化されていない。



【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- コロケーション（義務・一般）を利用する際の利用手続きにおいて、NTTデータを優遇することはない。（NTT）
- 限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念があり、一般コロケーションにおけるNTTグループとの同等性の確保が必要。空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出るおそれがある。（SoftBank、JAIPA）

⑤ 電気通信事業法における禁止行為規制等の非対称規制は、固定及び移動の電気通信回線設備のシェア等に基づき適用されるものであるため、規律を課すことは困難であるところ、現行の規律では直接適用できない競争上の懸念について、電気通信の健全な発達の観点から検証することをどのように考えるか。

【現状】

- 「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」（令和7年9月4日策定）において、NTT東西の分離の在り方、NTT持株による事業実施の在り方については、「検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う」とされている。
- 法人向けサービス市場については、従来の市場検証会議においても、移動系通信市場（法人向け）と固定系通信市場（法人向け）それぞれのネットワーク単体で提供される場合と、同ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、用途ごと（拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、IoT機器接続用途の4種類）の横断的な市場を画定した上で、検証対象市場としており、法人向けサービスの提供状況は用途ごとに多種多様であることが分かっている。

【関連する意見】詳細は資料4-3参照

- NTTグループとしての一体営業の状況等について確認すべき。（テレコムサービス協会、JAIPA、CATV連盟）
- NTT東西の合併が実施された場合、特別な資産を有するNTTグループの市場支配力の増大を招く懸念が大きく、公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがある。（Softbank、楽天モバイル）
- NTTデータ完全子会社化を踏まえ、法人向けサービス市場への優位性の影響の検証が必要。（KDDI）
- 支配的地位の有無はソリューション市場単体の市場シェアのみでなく、隣接市場を含む影響力、質的な影響力等を含んだ総合的評価をしなければ実態を見誤る。（Softbank）

(参考) 一種指定事業者と特定関係事業者との間の規律等

7

(2025年改正法施行前の規律の概要)

- 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者との公正競争を確保するため、特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止する等の規律が課されている。(電気通信事業法第31条)

＜対象事業者＞

一種指定事業者：NTT東西

＜特定関係事業者※¹＞(令和2年総務省告示第220号により指定※²、³)

NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

禁止される行為

- ※1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の①子会社、②親会社、③兄弟会社である電気通信事業者のうち総務大臣が指定する者
- ※2 NTTコミュニケーションズについては、平成14年総務省告示第8号により指定していたが、会社形態変化を踏まえて、令和2年7月に再度指定
- ※3 NTTドコモについては、令和3月11日に指定(令和3年総務省告示第367号による改正)

役員兼任の禁止

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と、特定関係事業者との間において、**役員兼任を禁止**(第1項)

特定関係事業者に比して
他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務(※)についても、特定関係事業者に比して不公平な取扱いを原則禁止(第2項)

- ※ ① 第一種指定電気通信設備との**接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供**
- ② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等**他の電気通信事業者からの業務の受託**

その他規律

- ・**業務の受託を受けた子会社**が反競争的な行為を防止するための**監督**を義務付け(第3項)
- ・他の電気通信事業者との適切な競争環境を確保するため、**一定のファイアーウォールの整備**を義務付け(第6項及び第7項)

その他、

- ・他の電気通信事業者を不利に取扱う行為等に対する総務大臣による**停止・変更命令**(第4項)
- ・電気通信事業法第31条の規制の順守のために講じた措置及びその実施状況に関する**総務大臣への定期的な報告**を義務付け(第8項)

電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方
(令和5年4月20日改定)

禁止行為等規定適用事業者（電気通信事業法第30条第1項）

指定事業者：NTTドコモ

二種指定事業者のうち、収益シェアが25%超

①一定期間継続して収益シェア40%を超過

市場支配力を推定し、総合的な事業能力を測定するための諸要因※を勘案して特段の事情がない限り指定

②一定期間継続して25%を超え40%以下の収益シェアを有する者が存在する場合

ア シェアが1位

シェアの水準及び諸要因※を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

イ シェアが2位以下

シェアの順位が1位の者とシェアの格差が小さく、かつ、諸要因※を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

※ 事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在 等

禁止行為の相手方となる電気通信事業者（電気通信事業法第30条第3項第2号）

指定事業者：NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPCコミュニケーションズ、NTTメディアサプライ

禁止行為等規定適用事業者の子会社、親会社、兄弟会社等のうち、

- ・ 移動通信分野の電気通信役務やこれとのセット提供等が想定される電気通信役務※のいずれかを提供し、
- ・ 当該電気通信役務のいずれかの契約数等が継続して5万以上であるもの

を指定

※ 携帯電話、PHS、MVNO、加入電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、公衆無線LAN 等